

第53回

定時株主総会
招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始時間 午前9時30分）

場所

愛知県知立市中町中128番地
ホテルクラウンパレス知立
3階セントピアホール

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、株主様にはご自身の体調をご確認の上、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）による事前の議決権行使が可能ですので、是非ご利用ください。

- ・ご来場される場合は、マスク着用等の感染予防にご配慮いただくようお願い申し上げます。また、株主総会会場にて講じる感染予防措置につきまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・感染予防措置として、株主総会会場の座席間隔を広くとらせていただきますことから、ご用意できる座席数に限りがございます。このため満席の場合には、ご入場をお断りすることもございますこと、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
- ・株主総会終了後の株主懇談会等の開催はございません。

環境ニーズを創造する

当社グループの企業理念・経営方針

当社グループは、お客様（あらゆるステークホルダー）の信用を得ることを第一目的とし、社会からさらに信頼される会社になるよう、日々努力してまいります。そして、会社の成長と安定を目指し、与えられた役割が何であるかを常に考え、誠実に、確実にやり遂げる集団を目指しております。

近年の世界的な社会環境の変化、SDGs（※1）やESG（※2）投資等に代表される地球規模の持続可能性（サステナビリティ）に対する意識の高まりもあり、当社グループは環境事業を中心とする事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことで、株主の皆様、取引先の皆様からの期待に応えていく方針です。

（※1）2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた国際社会共通の目標

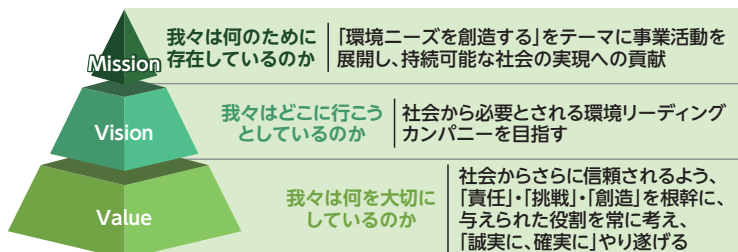
（※2）Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の3つの頭文字からなる企業活動の社会持続性に関する指標

社是

誠実に 確実に

経営理念

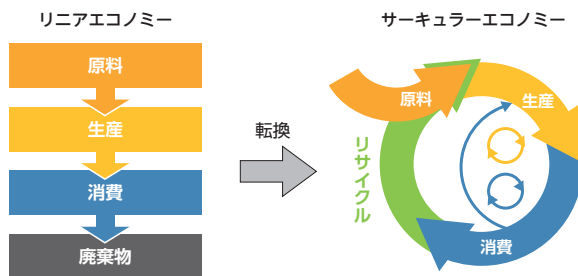
責任・挑戦・創造



産業廃棄物をリサイクルする会社であり、メーカーの側面も合わせ持つ

循環型社会の形成に向けて、関連法令も含めてさまざまな制度により適正処理、3R推進が図られていく中、リニアエコノミー（直線経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換のためには、再資源化技術とその品質確保が重要となります。

当社グループは、「製品の製造・販売」から「使用済み廃棄物の再資源化・有効利用」までを「物流」や「品質保証」までも含めて一連の対応により、サーキュラーエコノミー形成に貢献してまいります。



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。また、第一線で日々奮闘され続けている医療関係者の方々及びさまざまなライフラインを支えるの方々に対し、深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

昨年、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に新規上場いたしました。お客様をはじめ、お取引先様、株主様、並びに全てのステークホルダーの皆様のご支援に、心より感謝申し上げます。この度の株式上場を機に上場企業としての責任を自覚し、持続的な成長と、より一層の企業価値向上に努めてまいります。

特に、ESGやSDGsが注目され、企業経営においてもそれらへの貢献が求められる中、当社は高度化していく環境に対する社会的要求やステークホルダーの皆様から寄せられる期待を「環境ニーズ」と捉え、その解決策を発信していくことでサステナブル社会の実現に貢献し、「社会から必要とされる環境リーディングカンパニー」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 柳 均

目次	株主の皆様へ	2
	招集ご通知	4
	株主総会参考書類	7
	第1号議案 定款一部変更の件	7
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	10
	(添付書類)	
	事業報告	14
	連結計算書類	35
	計算書類	38
	監査報告書	41
	ご参考	
	株主メモ	47
	トピックス	48

証券コード 4125
2022年6月9日

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1)参考

株主各位

愛知県刈谷市一里山町深田15番地
三和油化工業株式会社
代表取締役社長 柳 均

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、株主様にはご自身の体調をご確認のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、インターネット又は書面(郵送)による事前の議決権行使をすることができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」(5～6頁)をご高覧のうえ、**2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日(金曜日) 午前10時(受付開始時間 午前9時30分) |
| 2. 場 所 | 愛知県知立市中町中128番地
ホテルクラウンパレス知立 3階セントピアホール
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監
査結果報告の件
2. 第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報
告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sanwayuka.co.jp>)に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sanwayuka.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで**に到着するようご返送ください。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は6頁をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席される場合



当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送(議決権行使書)による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会ご出席の際のご留意点

- 当日ご出席の際は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。
- 当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書類をご提出ください。

インターネット及び書面による議決権行使の際のご留意点

- インターネットと書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

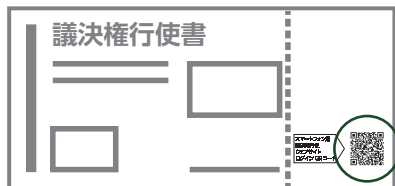
三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120(782)031 (受付時間 土日休日及び12/31~1/3を除く 9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

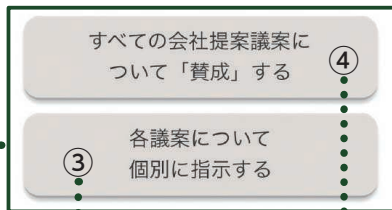
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

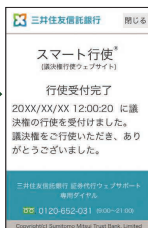


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

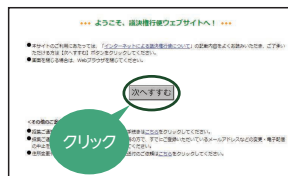
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

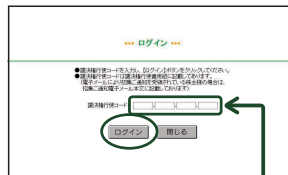
パソコン等によるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

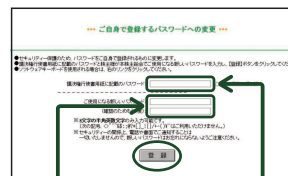


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 持続可能な事業活動を目的として、現行定款第2条（目的）に農産物の生産、加工及び販売に関する事業を追加するものであります。
- (2) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を2022年5月13日現在の発行済株式数の4倍に相当する数に拡大させることを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を現行の13,624,000株から17,272,000株に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第21条（代表取締役及び役付取締役）の役付取締役として、新たに取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役を各若干名を定めることができる旨を追加するものであります。
- (5) 現行定款第23条（取締役会の招集通知）と表現を統一することを目的とし、変更案第30条の条文見出しを（監査等委員会の招集通知）と変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (12) (条文省略) <新設> <u>(13) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>13,624,000</u>株とする。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (12) (現行のとおり) <u>(13) 農産物の生産、加工及び販売に関する事業</u> <u>(14) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>17,272,000</u>株とする。</p> <p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長<u>1名</u>を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>附則 <新設></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行のとおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、<u>取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第2条 <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	やなぎ 柳 ひとし 均	代表取締役 再任	18/18回 (100%)
2	やま した あき ひこ 山 下 昭 彦	取締役 再任	18/18回 (100%)
3	お が はら こう いち 小河原 浩 一	取締役 再任	18/18回 (100%)
4	くま ざき さとし 熊 崎 聡	取締役 再任	18/18回 (100%)

候補者番号

1

やなぎ
柳

ひとし
均

再任



生年月日

1975年11月12日生

略歴、当社における地位及び担当

1999年 4月 当社入社
2007年 5月 当社取締役管理部長
2008年 6月 当社常務取締役
2010年 6月 当社専務取締役
2012年 6月 当社代表取締役社長
2021年 4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役会出席回数

18回／18回

所有する当社株式の数

500,000株

重要な兼職の状況

サンワ南海リサイクル株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と当社グループ事業に関する幅広い見識を活かし、引き続き、当社グループの長期的な企業価値向上及びガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やま
山

した
下

あき
昭

ひこ
彦

再任



生年月日

1965年11月29日生

略歴、当社における地位及び担当

1993年 10月 当社入社
2006年 6月 当社営業部長
2007年 6月 当社取締役営業部長
2017年 9月 当社取締役営業1部長
2019年 6月 当社常務取締役営業本部長
2021年 4月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）

取締役会出席回数

18回／18回

所有する当社株式の数

15,000株

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と当社グループ事業に関する幅広い見識を活かし、引き続き、当社グループの経営を牽引し、長期的な企業価値向上及び成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

おがはら こういち
小河原 浩 一

再任



生年月日

1967年8月18日生

略歴、当社における地位及び担当

1987年3月 当社入社
2011年6月 当社製造部工場長
2012年6月 当社取締役製造部長
2017年4月 当社取締役茨城事業所長兼CSR推進部担当
2021年4月 当社取締役執行役員茨城事業所長兼CSR推進部担当
2021年10月 当社取締役執行役員茨城事業所長兼環境生技部担当（現任）

取締役会出席回数

18回／18回

所有する当社株式の数

4,000株

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と当社グループ事業に関する幅広い見識を活かし、引き続き、当社グループの経営を牽引し、長期的な企業価値向上及び成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

くま ざき さとし
熊 崎 聡

再任



生年月日

1975年9月3日生

略歴、当社における地位及び担当

2002年4月 当社入社
2015年3月 当社東京営業所長
2019年4月 当社管理副部長
2019年6月 当社取締役管理部長
2021年4月 当社取締役執行役員経営管理部長（現任）

取締役会出席回数

18回／18回

所有する当社株式の数

4,000株

取締役候補者とした理由

入社以来、多様な分野で豊富な経験を有しており、これらの当社グループ事業に関する幅広い見識を活かし、当社グループの業績拡大に資することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

(注1) 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となります。役員等賠償責任保険の契約期間を1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役の構成 (2022年6月24日以降の予定)

議案が承認された場合の当社の取締役が有する専門性や経験は以下のとおりであります。

地位	氏名	独立性 (社外)	企業経営 経営戦略	ESG SDGs	財務・ 会計	法務・ リスク管 理	営業・ マーケテ ィング	製造・ 品質	研究開発
取締役	柳 均		●	●	●		●	●	●
	山下 昭彦		●	●			●		
	小河原浩一		●	●		●		●	
	熊崎 聡		●	●	●	●	●		
監査等 委員	和田 浩一		●	●			●		
	石崎 勝夫	●		●	●				
	神谷 俊一	●		●		●			

(注) 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心として新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進んだことにより、段階的な行動制限緩和とともに経済活動が正常化に向かいつつあります。一方、米中の貿易摩擦が依然として継続していることや資源価格が上昇傾向にあることに加え、ウクライナへ侵攻したロシアに対する経済制裁により世界経済の分断化が懸念されるなど、先行きの不透明感は一層高まりました。

国内経済においては、緊急事態宣言が解除されたことにより回復の兆しが見られるようになりましたが、半導体等の供給不足が各業界の生産体制に大きな影響を及ぼしているほか、資源価格の高騰が大きな懸念材料となっております。さらに、新しい変異株の感染再拡大により再び行動が制限されるなど、本格的な景気回復には時間がかかるものと見込まれております。

このような状況下において、当社グループは「環境ニーズを創造する」を事業コンセプトとし、ESGやSDGsといった考え方に対する意識の高まりを背景に、環境を軸とした事業をさらに加速させることで、企業価値の向上に努めてまいりました。その中でも今後の成長ドライバーとなる産業廃棄物の有効利用や電子材料向け製品の供給等には特に注力し、設備投資も概ね計画どおりに進捗しました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高15,537百万円（前期比3,076百万円増、24.7%増）、営業利益1,629百万円（前期比568百万円増、53.6%増）、経常利益1,629百万円（前期比548百万円増、50.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,259百万円（前期比531百万円増、73.1%増）となり、いずれも過去最高の業績となりました。

当社グループは、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しておりますが、主な事業は5つに区分しており、事業種類別の業績は次のとおりです。

① リユース事業

当事業は、再資源化に対する社会的ニーズが年々高まる中、有機溶剤、リン酸及び希少金属といった主要な取扱品目の全てにおいて、廃棄物原料の収集から当社工場での製造、再生製品の販売まで整調に推移しました。特に、リン酸リサイクルにおいては、半導体業界の高稼働により廃棄物原料を多く収集することができ、また再生リン酸の拡販も進んだことから持続的に成長しております。その結果、売上高は2,849百万円となりました。

② リサイクル事業

当事業は、顧客の廃棄物処理需要が堅調に推移したことに加え、2020年11月より稼働開始したサンワ南海リサイクル株式会社（連結子会社）の運用が軌道に乗り始めたことにより、当社グループの廃棄物取扱数量を増加させることができました。また、アライアンス先との協力体制強化により、遠方顧客及び特殊な廃棄物の処理需要にも柔軟に対応することができました。その結果、売上高は4,692百万円となりました。

③ 化学品事業

当事業は、次世代自動車の台頭やIT技術・情報通信技術の高度化に伴い、半導体・電池等の電子材料業界の拡大が期待される中、電子材料向けの高純度溶剤販売や受託製造の獲得に注力してまいりました。特に、当社茨城事業所に新設した電池向け副資材製造設備が稼働開始したことに加え、一部溶剤の市況価格が大幅に上昇したことを受け、タイムリーに販売価格へ転嫁できたことから、当社グループの売上高を大きく押し上げる状況となりました。その結果、売上高は4,762百万円となりました。

④ 自動車事業

当事業は、次世代自動車などの新しい可能性が広がる一方、従来からの部品加工分野は需要が縮小していくことが見込まれる難しい事業環境であるほか、半導体不足による自動車生産台数の頭打ち等が懸念されますが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減産となった前年同期と比較すると、顧客工場の稼働は回復しております。その結果、売上高は2,258百万円となりました。

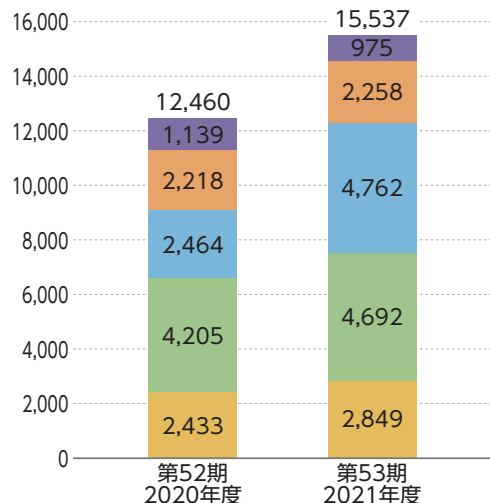
⑤ PCB事業

当事業は、PCB特別措置法で定められた2027年の処理期限に向けて徐々に市場が収縮していくことが見込まれる中、適切に処理を進めるためのソリューション提供を通じて顧客の信頼を獲得し、他の事業での取引へ展開していく活動に注力してまいりました。また、前年は新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化した顧客がPCB廃棄物の処理を先送りする傾向が多く見られたのに対し、国内経済の緩やかな回復基調を背景として、前向きに検討する顧客が増加してまいりました。その結果、売上高は975百万円となりました。

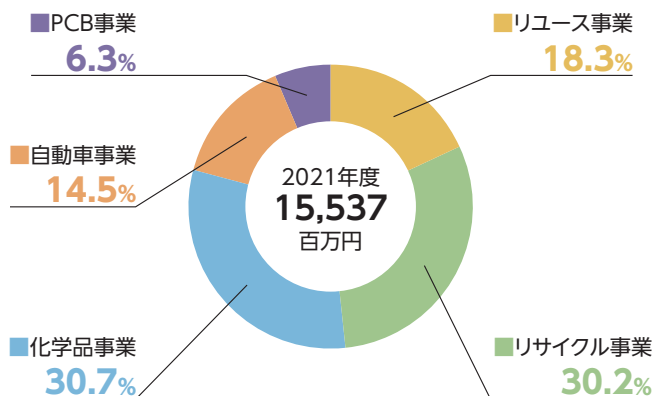
■ 連結売上高構成

■ リユース事業 ■ 化学品事業 ■ PCB事業
■ リサイクル事業 ■ 自動車事業

(単位:百万円)



リユース事業・リサイクル事業が売上の約5割を占めるほか、半導体・電池業界の成長を背景に、化学品事業も成長



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 資金調達等についての状況

2021年12月23日に東京証券取引所JASDAQスタンダード(現スタンダード市場)及び名古屋証券取引所市場第二部(現メイン市場)に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額2,936百万円の資金調達を行っております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第50期 2018年度	第51期 2019年度	第52期 2020年度	第53期 2021年度
売 上 高 (百万円)	—	12,462	12,460	15,537
経 常 利 益 (百万円)	—	977	1,081	1,629
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	624	727	1,259
1株当たり当期純利益 (円)	—	185.81	216.27	344.63
総 資 産 (百万円)	—	15,885	17,116	21,382

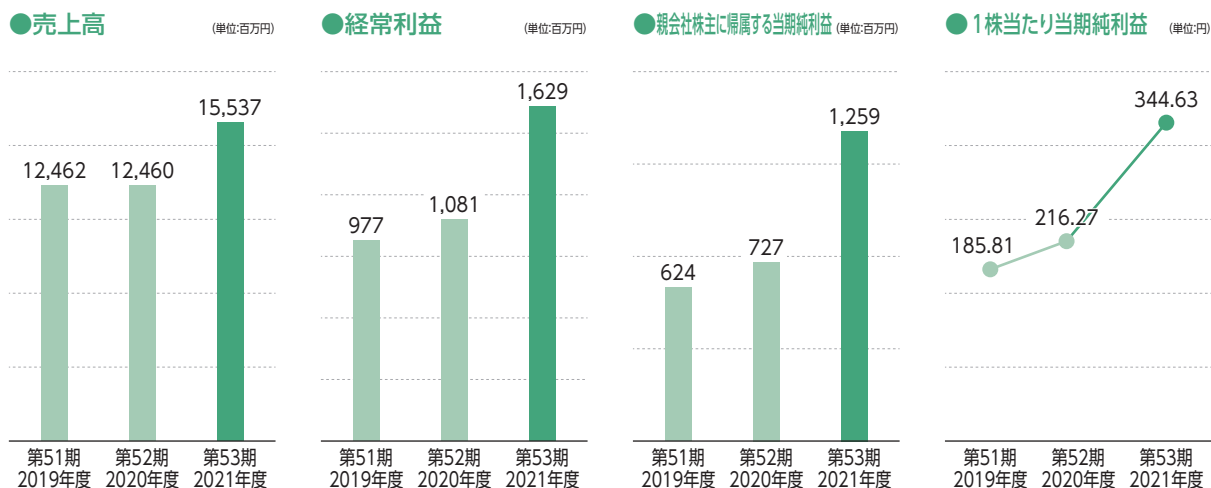
(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(注2) 当社グループは、当連結会計年度から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第51期及び第52期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しております。

(注3) 当社は2021年6月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注4) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(注5) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されます。ワクチン接種や治療薬の多様化・普及等により最悪期は脱したとの見方が強いものの、本格的な回復には時間を要するものと思われます。米中を筆頭とした貿易摩擦やウクライナ情勢の緊迫化等の地政学リスク、資源価格の高騰や調達リスクにも十分に留意する必要があります。また、ESG/SDGsへの関心が急速に高まっており、企業は経済的価値を追求するだけでなく、社会的価値の向上にも配慮することが求められております。

このような状況において、当社グループは環境を基軸とした事業活動を推進し、サステナブルな社会の実現に貢献するとともに、社会から必要とされる環境リーディングカンパニーへ向けて、さらなる成長を目指します。

そのほか、当社グループにおいて恒久的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制の整備、充実

当社グループは産業廃棄物のリユース・リサイクルを始めとした環境関連事業を中心に事業を展開しております。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を始めとする環境関連法令の遵守は経営上の重要課題と位置づけ、リユース・リサイクルのプロとしての意識向上、教育訓練、情報発信などの施策を継続的に実施し、顧客に信頼していただける事業活動を継続して実践してまいります。

② 重大事故及び労働災害発生防止の取り組み

当社グループは、多くの生産設備や運搬用車両を使用していることに加え、消防法上の危険物や酸・アルカリなど多種多様な化学物質を取り扱っております。当社グループにおいては、重大事故及び労働災害発生防止の取り組みとして、リスクアセスメントや定期的な安全講習会、教育確認テスト等を実施しておりますが、過去に当社工場で爆発事故や火災等が発生しております。特に、2017年3月には当社茨城事業所にて従業員1名が亡くなる重大な爆発・火災事故が発生しました。過去に当社工場で発生した爆発事故や火災等の原因を特定し、再発防止を目的とした対策を定め、全社展開しております。二度と事故が起こらないようにハード面・ソフト面それぞれの側面から安全対策を実施していくとともに、風化防止と安全に対する意識を高めるための継続的な教育・訓練を実施し、安全を最優先する文化をグループ内に根付かせてまいります。

③ 事業所体制の整備

中部地区にある本社（愛知県刈谷市）、東日本の拠点となる茨城事業所（茨城県稲敷市）、西日本の拠点となるサンワ南海リサイクル株式会社（和歌山県和歌山市）のグループ3拠点体制による事業の広域化と連携による効率化をさらに推進していく考えであります。茨城事業所においては、本社に次ぐ東日本エリアの拠点として、電子材料向け製品の製造から産業廃棄物の再資源化・有効利用まで幅広く手掛け、スマートデジタル社会・環境負荷低減・資源有効利用の実現に貢献してまいります。西日本エリアのサンワ南海リサイクル株式会社においては、西日本エリアの拠点として、2020年11月より廃酸・廃アルカリの中和施設等が稼働開始し、今後も汚泥や廃プラスチック類等の混練施設など、段階的に再資源化設備を整備していくことで、リサイクル事業を加速させてまいります。

④ リサイクルによる付加価値の向上

当社グループは廃棄物を「燃やす、埋める」といった旧来の産業廃棄物処理の手法とは一線を画し、廃棄物を資源と捉え、入荷する廃棄物の性状を細かく分析し、再生製品として利用できるか確認し、可能な限り多くのリサイクル製品を製造することを事業の特長としております。循環型社会の形成に向けて、関連法令も含めてさまざまな制度により適正処理、3R推進が図られている中、リニアエコノミー（直線経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換のためには、再資源化技術とその品質確保が重要となります。当社グループは、「製品の製造・販売」から「使用済み廃棄物の再資源化・有効利用」までを「物流」や「品質保証」までも含めて一連の対応により、サーキュラーエコノミー形成に貢献することを目指しております。それらを推進していくためには、旧来の処理方法よりもコストが多くなるという課題がありますが、より効率的な処理技術、付加価値の高いモノへ再資源化する手法を開発していくこと、収集運搬の効率化、幅広い業種を顧客に持つ当社グループの特長を活かしたリサイクル製品の活用推進を図ることが課題と考えます。

⑤ 技術力の向上と社内組織体制

当社グループは、廃棄物を「資源」と捉え、そのリユース・リサイクルを行うことを事業の根幹としております。近年の環境に対するニーズの多様化、高度化といった顧客の期待に応えるためには、より付加価値の高い、かつCO₂排出の少ないリユース・リサイクル技術が求められております。特に、半導体や電池に代表される電子材料分野や次世代自動車に係る業界は今後も飛躍的な成長が見込まれております。そのような分野では、より厳格な品質管理が要求される高純度化学品の供給や希少金属及びCFRP等の新素材の再資源化、廃電解液等の安全な処理と有効利用が求められております。当社グループでは、積極的な技術開

発、設備投資、同業他社とのアライアンスなどを通じ、技術力を向上し続けることで収益の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。そのためにも、営業部門・製造部門・研究開発部門が密に連携し、品質・付加価値の高い製品・サービスを提供できる組織体制を構築しております。

⑥ 社会的認知や協力体制の構築

当社グループはリユース・リサイクルを事業の中心として活動しておりますが、その社会的な認知が十分でないと考えております。「静脈産業（注）」とも呼ばれる当社グループの事業ですが、上場を契機に当社グループの事業内容を広くPRすることなどにより、行政や地域住民の方々、教育・研究機関や企業等との協力体制の構築をさらに推進することが課題と考えております。

⑦ 人材の確保と育成

当社グループ顧客の環境に対するニーズ、各種環境法令及び化学物質等の取扱いに係る規制や社会の意識などはより高度化し、細分化されていくものと考えております。顧客や社会の要求に応え、事業を伸ばしていくためには、これらのニーズに的確に対応していくことが必要となります。当社グループが事業を継続し、発展させていくためには、これらのニーズや要求に応え続けていくことが重要であり、必要な人材確保、育成を継続的に行っていくことが課題であると考えます。

⑧ 業務改善の推進

新型コロナウイルス感染症への対応も含めた働き方改革の推進において、企業活動における情報システムの活用は今後も増えていくものと認識しており、スピード感をもって適切な施策を実行することは経営上の重要な課題と認識しております。当社グループにおきましても適切なガバナンス体制を確保したうえで、投資も含めたITの効果的な利用、情報セキュリティの強化を重点的に実施し、業務の質の改善を図ります。

(注) 静脈産業

自然から採取した資源を加工して有用な財を生産する諸産業を、動物の循環系になぞらえて動脈産業ということに対して、それらの産業が排出した不要物や使い捨てられた製品を集めて、それを社会や自然の物質循環過程に再投入するための事業を行っている産業は静脈産業と呼ばれております。

(5) 主要な事業内容

事業	主要製品
リユース事業	産業廃棄物の高付加価値再資源化 (溶剤・酸・金属などのマテリアルリサイクル)
リサイクル事業	産業廃棄物の再資源化 (セメント・鉄鋼原料、サーマルリサイクル)
化学品事業	高純度溶剤、溶剤小分け販売、化学品受託製造
自動車事業	潤滑油・加工油、洗浄剤、自動車副資材、ブライン、作業（更油、清掃）
PCB事業	PCB廃棄物処理に関するトータルコーディネート

(6) 主要な事業所、支店、営業所及び工場

① 事業所、支店、営業所

名称	所在地	名称	所在地
茨城事業所	茨城県稲敷市	北海道営業所	北海道苫小牧市
東京営業所	東京都中央区	中四国営業所	香川県高松市
大阪営業所	大阪府吹田市	九州営業所	福岡県北九州市

(注) 2022年4月1日に、東京営業所を東京支店、大阪営業所を大阪支店へ名称変更いたしました。

② 工場

名称	所在地	名称	所在地
石根工場	愛知県刈谷市	家下工場	愛知県刈谷市
茨城事業所	茨城県稲敷市	北海道工場	北海道苫小牧市

(7) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比	平均年齢	平均勤続年数
247 (56)人	5人増	35.7歳	8.4年

(注) 従業員数は就業人員(当社から当社外への出向者を除き当社外から当社への出向者を含む。)であります。臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間平均雇用人員を()外数で記載しております。
従業員数には、嘱託及びパートタイマーの人数は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

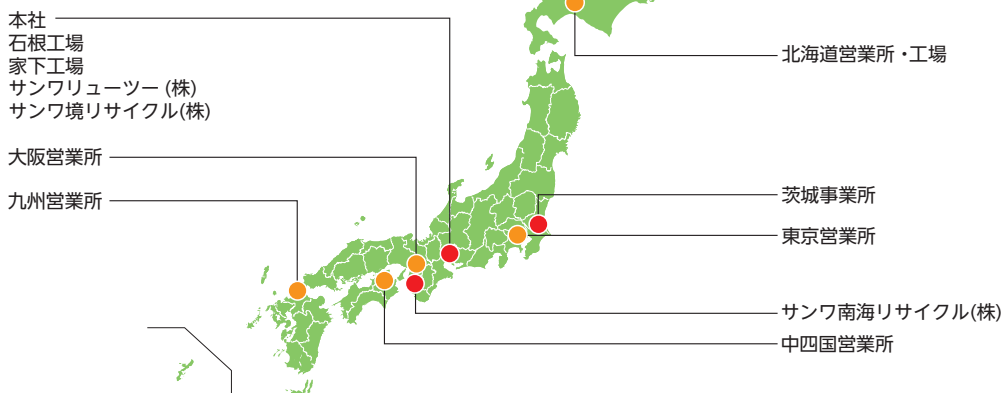
- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サンワリユーツー株式会社	20百万円	100%	運送業、倉庫業

- ③ 事業年度末における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

●ご参考

- リサイクル拠点
- 営業所 / 工場



(注) 2022年4月1日に、東京営業所を東京支店、大阪営業所を大阪支店へ名称変更いたしました。

(9) 主要な借入先及び借入額

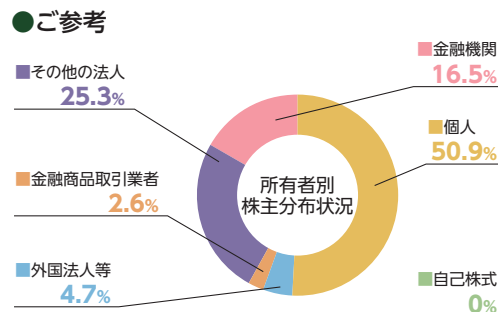
借入先	借入金残高 (百万円)
碧海信用金庫	2,607
株式会社日本政策金融公庫	1,510
株式会社十六銀行	828
株式会社みずほ銀行	586
南海化学株式会社	390
株式会社三井住友銀行	388

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年12月23日に東京証券取引所 J A S D A Qスタンダード（現 スタンダード市場）及び名古屋証券取引所市場第二部（現 メイン市場）へ株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は15億8,832万円となりました。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,624,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,318,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 1,003名
- (4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
有限会社エムエムエス	700,000株	16.2%
柳 均	500,000	11.6
三和油化社員持株会	444,300	10.3
柳 忍	400,000	9.3
柳 至	400,000	9.3
豊田通商株式会社	336,000	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	187,600	4.3
碧海信用金庫	168,000	3.9
株式会社十六銀行	160,000	3.7
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	112,100	2.6

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
柳 均	代表取締役	社長執行役員 サンワ南海リサイクル株式会社 代表取締役社長
山下 昭彦	取締役	常務執行役員 営業本部長 (営業本部・技術部管掌)
小河原 浩一	取締役	執行役員 茨城事業所長 兼 環境生技部担当 (茨城事業所・環境生技部・製造部管掌)
熊崎 聡	取締役	執行役員 経営管理部長 (経営管理部・総務部管掌)
和田 浩一	取締役常勤監査等委員	
石崎 勝夫	取締役監査等委員	石崎公認会計士事務所 所長 石崎会計合同会社 代表社員 エイム株式会社 社外監査役
神谷 俊一	取締役監査等委員	弁護士法人三浦法律事務所 弁護士 株式会社中外 社外監査役 株式会社サガミホールディングス 社外取締役(監査等委員) 東海ソフト株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注1) 和田浩一氏は常勤の監査等委員であります。情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注2) 石崎勝夫氏は、公認会計士として財務や会計に精通しており、当社取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待されることから、社外取締役に選任しております。
- (注3) 神谷俊一氏は、弁護士として企業に関する法務に精通しており、当社取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進に十分な役割が期待されることから、社外取締役に選任しております。
- (注4) 当社は、石崎勝夫氏及び神谷俊一氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立性基準の要求を充たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定し両取引所に届け出ております。
- (注5) 当事業年度末日後に生じた役員の異動はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役並びに執行役員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。ただし、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金等については、補填の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を含む。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関するガイドラインを定め、2021年11月12日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は固定額である基本報酬と当該事業年度の業績による賞与で構成されるものとし、基本報酬につきましては、役位や役割、経験に応じて、業績連動に当たる賞与につきましては、当該事業年度の収益や経営計画の達成に向けた方針の取り組み、会社を取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、社外取締役に諮問したうえで取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に関する方針につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任するものとし、代表取締役社長は、各取締役と定期的に面談し、方針に対する進捗状況等を踏まえて評価し、各取締役の報酬を決定いたします。なお、代表取締役社長は、当該決定にあたって、社外取締役からの答申内容を尊重するものとし、社外取締役は決定手続きの客観性及び透明性を確保する観点から、各役員との個別面談や会議等への出席などを通じ、各取締役の業務執行状況を把握したうえで、代表取締役社長の評価プロセス、評価結果をレビューし、取締役会に報告をしております。なお、当社は在職中の功労に報いるため、役員退職慰労金規程により算出した役員退職慰労金を、株主総会決議を経て退任時に支給しております。

当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、代表取締役社長柳均氏へ委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当社全体の状況を俯瞰しつつ、各取締役の担うべき機能、役割に応じて報酬を判断するには代表取締役社長が最も適していることから、当該権限を委任しております。

② 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	114,147	71,280	27,900	14,967	4
監査等委員である取締役 〔うち社外取締役〕	16,978 〔6,900〕	15,900 〔6,900〕	— 〔—〕	1,078 〔—〕	3 〔2〕
計	131,125	87,180	27,900	16,045	7

(注1) 当事業年度末日の取締役は7名(うち社外取締役は2名)、監査等委員である取締役は3名(うち社外監査役は2名)であります。

(注2) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2021年4月2日開催の臨時株主総会決議において年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)であります。

(注4) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年4月2日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役は2名)であります。

(注5) 当社は、2021年4月2日開催の臨時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、同日付で退任した取締役1名及び監査役1名に対して、同日開催の臨時取締役会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し2,375千円、退任監査役1名に対し3,679千円支給しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬として取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して賞与を支給しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)に支給する業績連動報酬である賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、取締役会で決定した固定報酬及び賞与決定に関する方針に基づき決定しております。なお、代表取締役社長は、当該決定にあたって、社外取締役からの答申内容を尊重しております。

報酬の種類	報酬の内容
基本報酬 (報酬の割合40~100%程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
業績連動報酬である賞与 (報酬の割合0~60%程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の業績に基づく指標を反映した現金報酬としております。 ・目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて、社外取締役に諮問し、その答申を踏まえ見直ししております。 ・個人別の目標達成度合いに応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給しております

- ④ 非金銭報酬等の内容に関する事項
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動内容

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った 職務の概要
取締役	石崎 勝夫	18/18回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	神谷 俊一	18/18回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,608千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,108千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、当期の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難である場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会への提出議案を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 「社是」「経営理念」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守しております。
- ロ 「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守しております。
- ハ 「コンプライアンス委員会」の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、実効性を確保しております。
- ニ 取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査方針に従い、経営機能に対する監査・監督を行うこととしており、取締役の法令違反の制御・防止に寄与しております。
- ホ 内部通報制度を設け、役員及び使用人等が、社内において法令違反・不正行為が行われ又は行われようとしていることに気が付いたときは、通報しなければならないと定めております。会社は通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
- ロ 文書管理部署の総務部は、取締役の閲覧要求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 「リスク管理規程」を制定し、関連する社内規程を整備し、当社グループの危機管理の体制整備及び運用を図っております。
- ロ 「リスク管理委員会」の下、当社グループを取り巻くリスクを統括管理し、危機管理体制の維持・向上を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は中期経営目標を定め、それを具現化するために事業年度、部門毎の事業計画を策定するとともに、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行っております。

- 執行役員会及び経営会議等において経営に関する意思伝達、業務執行状況の報告、情報交換、重要な事項の審議を成し、経営環境の変化に即応できる効率的な管理体制の整備・運用を図っております。
 - ハ 組織及び職務に関する社内規程の整備・運用により、職務分掌、職務権限、職務責任の明確化を図り、迅速な意思決定と業務遂行を確保しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 必要に応じて子会社へ役員を派遣し、業務執行を監督・監査しております。
 - 子会社の主体的な経営意思を尊重しつつ、関係会社管理に関する社内規程に基づく事業、財務、その他重要事項についての決裁及び報告制度の整備・運用により、業務執行を管理しております。
 - ハ 子会社のリスクは当社グループのリスクと捉え、危機管理に関する規程及び体制の整備運用を促し、当社グループでの情報の共有を図っております。
- ⑥ 当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。
 - 監査等委員会を補助すべき使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員会以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保しております。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告するための体制
- イ 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役は、当社及び子会社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為については、監査等委員会に速やかに報告することとしております。また、監査等委員会は、前記に関わらず必要に応じて当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役に対して報告を求めることができます。
 - 監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として何ら不利益を被らないことを担保しております。

- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査室とそれぞれ情報の交換を行うなど緊密な連携を図っております。
 - ロ 監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じるものとします。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・運用し、その状況を定期的に評価して内部統制の有効性・適切性の維持改善に努めております。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、警察及び弁護士等の外部関係機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行
- 当事業年度において、取締役会は18回開催され、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務執行の報告を行い、相互に監督しております。取締役の職務執行の適正性を高めるために社外取締役も常時出席いたしました。
- 重要案件の一部については、事前に執行役員会及び経営会議等において議論を重ね、問題点の抽出や解決策の検討等を行うことで、取締役の業務執行の適正性・効率性を補助しております。
- ② 監査等委員の職務執行
- 監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。それ以外にも、取締役会・執行役員会・経営会議及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員への質問等の監査手順を通して、経営に対する適正な監視を行っております。
- また、内部監査室や会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

③ 内部監査

社長直属の内部監査室が、自部門を除きグループ会社を含めたすべての部署を対象に監査計画を策定し、定期的に内部統制の有効性や業務の効率性などについて監査し、その結果は社長及び監査等委員会に報告しております。

④ コンプライアンス確保

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を3ヶ月に1回以上開催し、コンプライアンスの遵守状況の検証を行うとともに、内部通報制度を構築し、社内の通報窓口に加え、独立した弁護士による社外通報窓口も設けることで、コンプライアンス違反の早期発見・自浄作用の発揮に努めております。

⑤ リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1回以上開催し、当社グループを取り巻くリスクの把握と対応策の検討を行い、発生防止に向けたコントロールを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題のひとつと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、社会の動向も見極め、今後も継続して検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しております。配当政策につきましては、今後の事業展開に必要な投資及び財務体質の充実等を勘案のうえ、安定的な配当を継続して実施していく方針としており、剰余金の配当は、毎年3月31日を基準とする年1回の期末配当を基本として考えております。

当社は定款の定めにより、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨を定めております。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記方針に基づき当事業年度の配当金につきましては、期末配当として普通配当25円に記念配当5円を加え、1株当たり30円としております。

内部留保資金の使途につきましては、経営体質強化と将来の事業展開に投資してまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入にて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
流 動 資 産		8,177,145	流 動 負 債		6,482,515
現金及び預金		3,219,603	買掛金		1,354,728
受取手形及び売掛金		3,172,165	電子記録債務		262,021
電子記録債権		502,383	短期借入金		500,000
商品及び製品		289,379	一年内返済予定長期借入金		1,861,091
仕掛品		128,500	リース債務		7,520
原材料及び貯蔵品		646,768	未払法人税等		451,964
その他の資産		218,344	賞与引当金		255,633
固 定 資 産		13,205,161	役員賞与引当金		61,800
有形固定資産		11,903,928	営業外電子記録債務		665,195
建物及び構築物		3,750,590	その他の負債		1,062,561
機械装置及び運搬具		2,473,562	固 定 負 債		5,130,685
土地		4,713,477	長期借入金		4,916,338
リース資産		21,728	リース債務		15,435
建設仮勘定		646,485	役員退職慰労引当金		191,748
その他の(純額)		298,084	繰延税金負債		7,163
無形固定資産		27,112	負 債 合 計		11,613,201
投資その他の資産		1,274,119	(純資産の部)		
投資有価証券		640,650	株 主 資 本		9,508,760
前払年金費用		217,892	資本金		1,588,320
繰延税金資産		36,593	資本剰余金		1,512,264
その他の資産		378,983	利益剰余金		6,408,176
			その他の包括利益累計額		260,344
			その他有価証券評価差額金		260,344
資 産 合 計		21,382,306	純 資 産 合 計		9,769,105
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		21,382,306

(注) 記載金額は、表示金額未滿を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,537,807
売 上 原 価		10,934,621
売 上 総 利 益		4,603,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,973,982
営 業 利 益		1,629,203
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,923	
受 取 賃 貸 料	25,692	
補 助 金 収 入	8,425	
そ の 他	10,200	62,241
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,435	
株 式 公 開 費 用	11,300	
株 式 交 付 費	15,024	
そ の 他	4,979	61,739
経 常 利 益		1,629,705
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,554	
受 取 保 険 金	229,603	231,158
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,243	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,430	19,674
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,841,189
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	621,748	
法 人 税 等 調 整 額	△39,585	582,162
当 期 純 利 益		1,259,027
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,259,027

(注) 記載金額は、表示金額未滿を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2021年4月1日残高	120,000	43,944	5,213,862	5,377,806
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	1,468,320	1,468,320		2,936,640
剰余金の配当			△64,714	△64,714
親会社株主に帰属する当期純利益			1,259,027	1,259,027
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	1,468,320	1,468,320	1,194,313	4,130,953
2022年3月31日残高	1,588,320	1,512,264	6,408,176	9,508,760

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2021年4月1日残高	251,007	251,007	5,628,814
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			2,936,640
剰余金の配当			△64,714
親会社株主に帰属する当期純利益			1,259,027
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9,337	9,337	9,337
連結会計年度中の変動額合計	9,337	9,337	4,140,290
2022年3月31日残高	260,344	260,344	9,769,105

(注) 記載金額は、表示金額未滿を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
流 動 資 産		7,589,098	流 動 負 債		5,785,346
現金及び預金		2,706,943	電子記録債権		262,021
受取手形		45,294	買掛金		1,528,578
電子記録債権		409,655	短期借入金		500,000
売掛金		2,982,503	一年内返済予定長期借入金		1,603,120
商品及び製品		286,339	リース債権		2,700
仕掛品		127,213	未払金		65,962
原材料及び貯蔵品		642,849	未払費用		421,465
前払渡り金		32,808	未払法人税等		338,450
前払費用		104,351	未払消費税等		22,763
短期貸付金		94,310	前受り金		122,967
未収入金		153,293	預り金		10,183
その他の資産		3,535	営業外電子記録債権		665,195
固定資産		9,291,357	賞与引当金		181,936
有形固定資産		7,371,807	役員賞与引当金		60,000
建物		1,365,614	固定負債		3,008,951
構築物		806,656	長期借入金		2,816,168
機械及び装置		1,413,283	役員退職慰労引当金		176,885
車両運搬具		19,109	リース負債		7,196
工具、器具及び備品		231,758	繰延税金負債		8,701
土地		3,480,365	負債合計		8,794,297
リース資産		8,997	(純資産の部)		
建設仮勘定		46,022	株 主 資 本		7,825,813
無形固定資産		16,771	資 本 本 剰 余 金		1,588,320
ソフトウェア		16,771	資 本 本 準 備 金		1,512,264
投資その他の資産		1,902,779	利 益 剰 余 金		4,725,229
投資有価証券		640,650	利 益 準 備 金		25,000
関係会社株		106,700	その他利益剰余金		4,700,229
長期貸付金		796,038	特別償却準備金		30,489
差入保証金		151,909	別途積立金		2,000,000
保険積立金		172,638	繰越利益剰余金		2,669,739
前払年金費用		157,351	評価・換算差額等		260,344
その他の引当金		30,700	その他有価証券評価差額金		260,344
貸倒引当金		△153,209	純資産合計		8,086,158
資産合計		16,880,456	負債・純資産合計		16,880,456

(注) 記載金額は、表示金額未滿を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,311,276
売 上 原 価		9,104,490
売 上 総 利 益		4,206,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,075,043
営 業 利 益		1,131,743
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	44,427	
受 取 賃 貸 料	47,330	
業 務 受 託 収 入	44,235	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	17,725	
そ の 他	12,365	166,083
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,166	
貸 倒 引 当 金 繰 入	126,470	
そ の 他	31,220	173,857
経 常 利 益		1,123,969
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	504	
受 取 保 険 金	229,603	230,108
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,451	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,430	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	63,999	70,881
税 引 前 当 期 純 利 益		1,283,195
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	451,931	
法 人 税 等 調 整 額	△33,284	418,646
当 期 純 利 益		864,548

(注) 記載金額は、表示金額未滿を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年4月1日残高	120,000	43,944	43,944	25,000	49,228	2,000,000	1,851,165	3,925,394	4,089,338	
事業年度中の変動額										
新株の発行	1,468,320	1,468,320	1,468,320						-	2,936,640
特別償却準備金戻入額					△18,738		18,738			
剰余金の配当							△64,714	△64,714		△64,714
当期純利益							864,548	864,548		864,548
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	1,468,320	1,468,320	1,468,320	-	△18,738	-	818,573	799,834		3,736,474
2022年3月31日残高	1,588,320	1,512,264	1,512,264	25,000	30,489	2,000,000	2,669,739	4,725,229		7,825,813

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	251,007	251,007	4,340,346
事業年度中の変動額			
新株の発行		-	2,936,640
特別償却準備金戻入額		-	
剰余金の配当		-	△64,714
当期純利益		-	864,548
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	9,337	9,337	9,337
事業年度中の変動額合計	9,337	9,337	3,745,811
2022年3月31日残高	260,344	260,344	8,086,158

（注）記載金額は、表示金額未滿を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

三和油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三和油化工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三和油化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

三和油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三和油化工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

三和油化工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 和田 浩 一 ㊟
監査等委員 石崎 勝 夫 ㊟
監査等委員 神谷 俊 一 ㊟

(注) 監査等委員石崎勝夫及び神谷俊一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ご参考

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金 受領株主確定日	3月31日
中間配当金 受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 土日休日及び12/31～1/3を除く9:00～17:00
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場 名古屋証券取引所メイン市場
監査法人	有限責任 あずさ監査法人
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.sanwayuka.co.jp

トピックス

SDGs IPO



当社は、2021年12月23日に東京証券取引所JASDAQスタンダード（現 スタンダード市場）及び名古屋証券取引所市場第二部（現 メイン市場）に上場いたしました。ひとえに、当社のお客様をはじめ、お取引先様、株主様並びに全てのステークホルダーの皆様のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

当社グループは、「環境ニーズを創造する」をテーマに事業活動を展開しており、廃棄物のリユース・リサイクルと環境にやさしい製品づくりを通じて環境負荷の低減や限りある資源の有効利用に注力してまいりました。ESG（環境・社会・ガバナンス）を念頭に置いた経営や持続可能な開発目標（SDGs）への貢献が求められる中、「環境ニーズを創造する」に準じた事業活動を推進することで社会的な価値を創造し続け、社会から信頼される企業となるよう、日々努力しております。今後も、当社の果たすべき役割が何であるかを常に考え、「誠実に 確実に」対応することで、環境課題の解決に貢献する企業へと成長し、「社会から必要とされる環境リーディングカンパニー」となることを目指してまいります。

株式会社日本総合研究所から セカンド・パーティー・オピニオンを取得

当社グループの事業内容及びIPOでの調達資金の用途等が、SDGsのうち特に目標12「つくる責任つかう責任」及び目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」が設定するターゲットへの貢献が期待できるとの評価をいただいたものであります。

詳細につきましては、当社ホームページに公開しております。

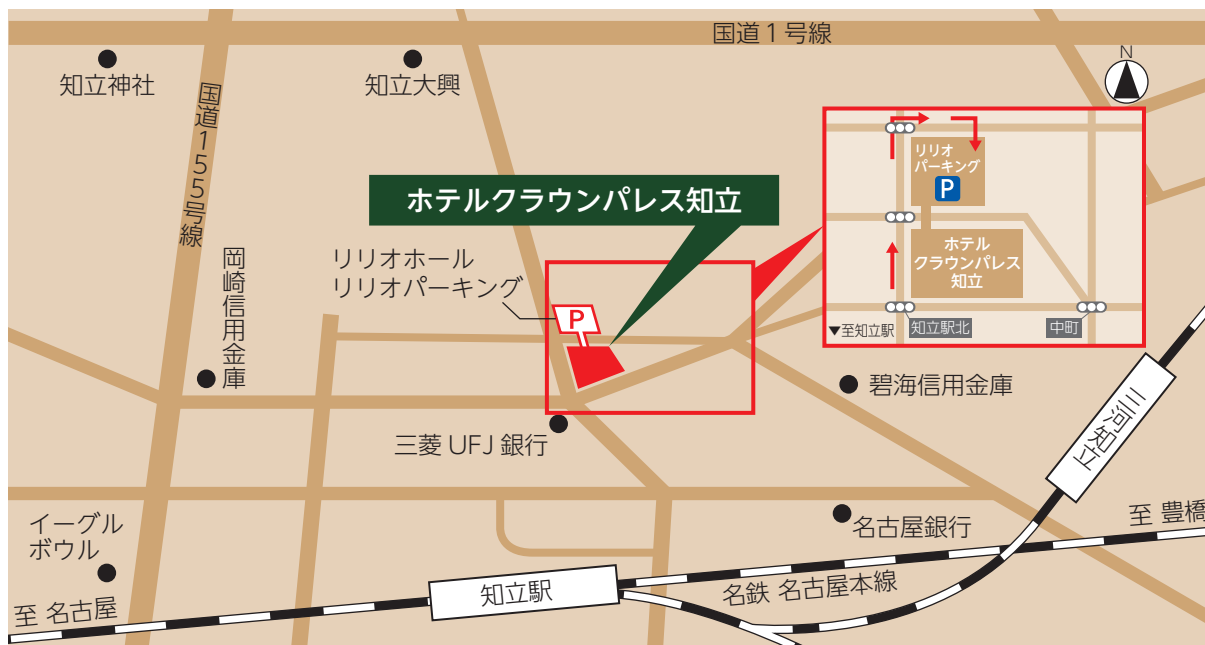
<https://www.sanwayuka.co.jp/news/detail/?id=86>



目標	日本総研のオピニオン（要約）
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>三和油化工業は、顧客より回収した使用済み化成成品等に適切な再生処理を施し、再生製品として再資源化して販売している。これは、「廃棄物の発生抑制・削減・リサイクル」に貢献する事業である。</p> <p>よってターゲット12.2「2030年までに、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、12.5「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」への貢献が期待できる。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>三和油化工業が使用済み有機溶剤といった廃棄物を焼却処分せずに再生処理することにより、新たな溶剤の製造に伴う原材料使用量やCO2排出量が削減される。また、三和油化工業は、半導体、電池向けの副資材製造により、IoT、AI、次世代自動車等の普及を加速させ、エネルギーの利用効率を改善することでCO2排出原単位を削減する。これは、「環境に配慮した生産技術及びプロセス」の実現に資する事業である。</p> <p>よって、ターゲット9.4「2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う」への貢献が期待できる。</p>

株主総会会場ご案内図

会場 ホテルクラウンパレス知立 3階セントピアホール
愛知県知立市中町中128番地
TEL 0566-85-3939



- 最寄駅
名鉄知立駅 北改札口より徒歩3分
- 駐車場
会場北側のリリオパーキングをご利用ください。

※駐車可能な台数には限りがございますので
あらかじめご了承ください。